

交通誘導警備員の積算の取扱い

1 交通誘導警備員の計上方法

- (1) 交通誘導警備員は、現場条件に応じて配置人員、作業時間帯、期間等を十分検討の上積算する。
- (2) 職種は、「交通誘導警備員A」及び「交通誘導警備員B」の労務単価を適用する。

交通誘導警備員A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
交通誘導警備員B	警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの

- (3) 交通誘導警備員に要する費用は、必要額を適正に積み上げ、直接工事費に加算する。

2 交通誘導警備員が必要な工事

- (1) 供用中の道路を通行している車両及び歩行者等の通行を規制（片側交互通行、一時通行止め、徐行等）しながら行う工事。
例：現道の掘削、路盤工、舗装工、区画線工、水路工など機械を現道上に設置して路側等の作業を行う工事の区間。
- (2) 土砂の運搬等により、工事現場から工事用道路を経由して、交通量のある一般道路へ出入りする工事。
- (3) 機械の誘導等で交通誘導警備員を必要とする工事。
- (4) 上記のほか、道路管理者や所轄警察署等との打合せにより、交通誘導警備員の配置を指示された工事。

3 交通誘導警備員の配置の考え方

- (1) 単路部
 - ア 原則として、規制区間の前後に1名ずつ配置する。……………〔配置事例～1〕
 - イ 規制区間が短区間の場合は、1名とすることができる。……………〔配置事例～2〕
 - ウ 規制区間が長く見通しが悪い場合又は規制区間の途中に交差道路がある場合は必要に応じて配置することができる。……………〔配置事例～3〕
- (2) 工事現場等に面する道路
 - ア 工事現場等の出入り口に1名配置することができる。……………〔配置事例～4〕
- (3) 検定合格警備員の配置
 - ア 市街地又は公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線には、交通誘導警備員A（交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格者）を配置すること。
 - イ アの路線において複数の配置が必要な場合は、交通誘導を行う場所ごとに交通誘導警備員Aを1人以上配置する。
なお、「交通誘導を行う場所」とは、交通誘導警備員Aが、他の交通誘導警備員Bの指揮・監督ができる範囲をいう。

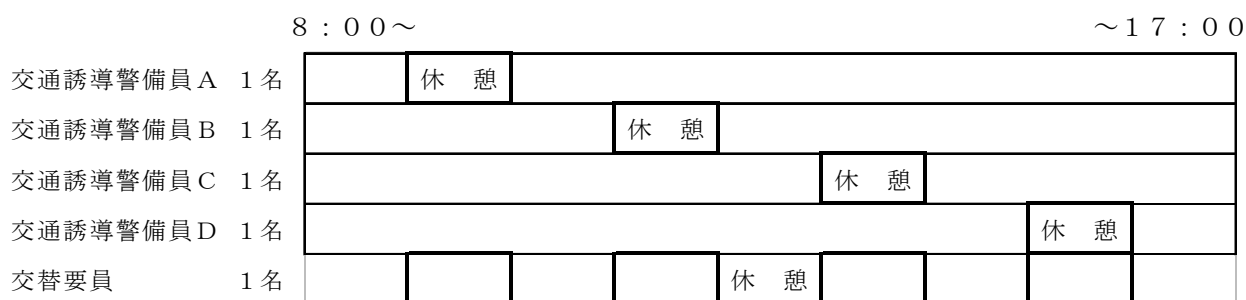
4 交通誘導警備員の積算方法

当該工事の制約条件を勘案した交通規制パターン等による1日当たりの交通誘導警備員の配置人員をもとに、工事期間内で配置される人数を計上する。

なお、休憩・休息时间についても交通誘導を行う場合には、交替要員も交通誘導警備員の人数に含めて計上する。

また、夜間勤務や2交替制勤務等を行う場合は、労務費の補正を行うこととし、これによりがたい場合は別途考慮する。

交通誘導警備員の算定図（参考）



交通誘導警備員 4 人 + 交替要員 1 名 = 5. 0 人 / 日

5 必要日数の算出方法

(1) 施工条件の把握

各工事ごとの施工条件は個々に異なるものであり、前もって必ず現場条件を十分に把握し、その現場条件に即した施工計画を立案する。

(2) 施工方針の決定

施工条件の各項目を分析整理し、いくつかの施工方法を選定する。各施工方案について、施工手順・組合せ機械の検討等を経て、概略工程・概算工事費の面から比較検討し、社会的制約条件等も考慮した上で最も適正な施工方法を選定する。

(3) 工事工程表の作成

工程表の作成に当たっては、各種手法の中から工事内容に見合った手法を選択するが、工事のクリティカル・パス（最長経路）がわかり日数計算が可能なネットワーク式工程表を用いることを原則とする。

ネットワーク式工程表の作成は、次の例を参考に工事現場毎に作成する。

- ア 日当たり作業量の計算例 (別添-1) 略
- イ 作業日数の計算例 (別添-2) 略
- ウ ネットワーク式工程表の作成例 別添-3

(計画車道幅員 5.5m の一般的な農道を、片側通行止めにより L = 1,000m 施工する場合の例)

日当たり作業量の算定に当たっては、作業員の配置数や機械台数等について過去の類似工事の施工実

績等から判断するとともに、作業条件、作業環境等の現場諸条件に十分配慮し、標準的な施工実態を反映したものとなるよう慎重に検討すること。

(4) 積算計上日数

積算に計上する交通誘導警備員の必要日数は、工事工程表により求めた実日数とし、稼働率（暦日中に占める稼働日数の割合）は考慮しない。

6 施工条件の明示及び設計変更等

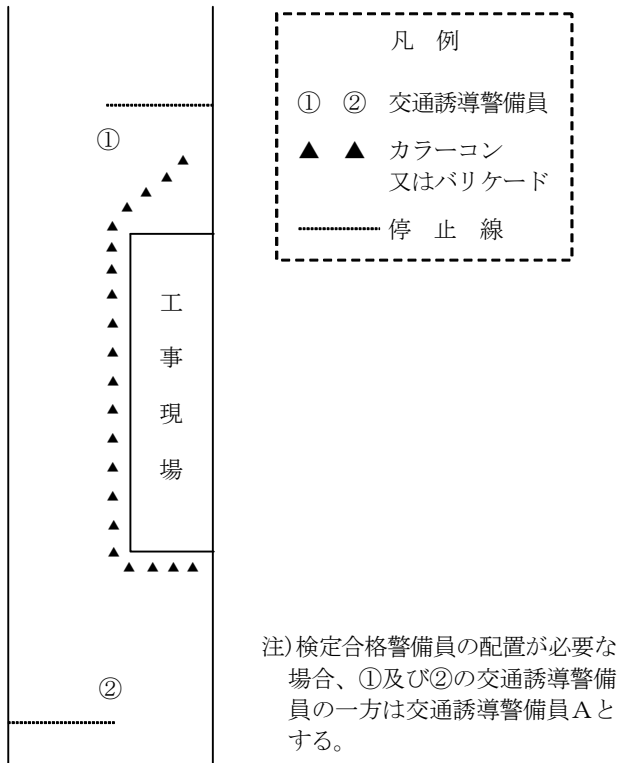
- (1) 必要とする交通誘導警備員の配置は、所轄警察署や道路管理者等との事前協議により特に条件づけられたその他の規制条件等と合わせて、特記仕様書又は図面により施工条件明示を行う。
- (2) 工事数量総括表においては、「交通誘導警備員A ○人」または「交通誘導警備員B ○人」と明記するものとする。
- (3) 交通誘導警備員に係る施工条件明示においては、交通誘導を行う場所ごとに配置人員を明示すること。
- (4) 工事の施工に当たっては、1日の工程の範囲で作業量を終え、毎日の作業終了時には一般の交通に使用される路面から全ての設備その他の障害物を撤去し、交通規制を解除することを原則とする。やむを得ず終日通行規制を行う場合は、事前に地元、道路管理者及び所轄警察署等と協議の上、適切な対策を行わなければならない。これらの内容についても、必要に応じて施工条件明示を行う。
- (5) 当初契約において適切に施工条件明示したものについては、条件変更が生じた場合、受注者と協議の上設計変更することができる。なお、受注者の責任において行う工法や機械の選択により、積算と異なる実態が生じても、それだけで設計変更を行うことは不適切であるので、留意すること。

施工条件明示の例…………… 別添-4

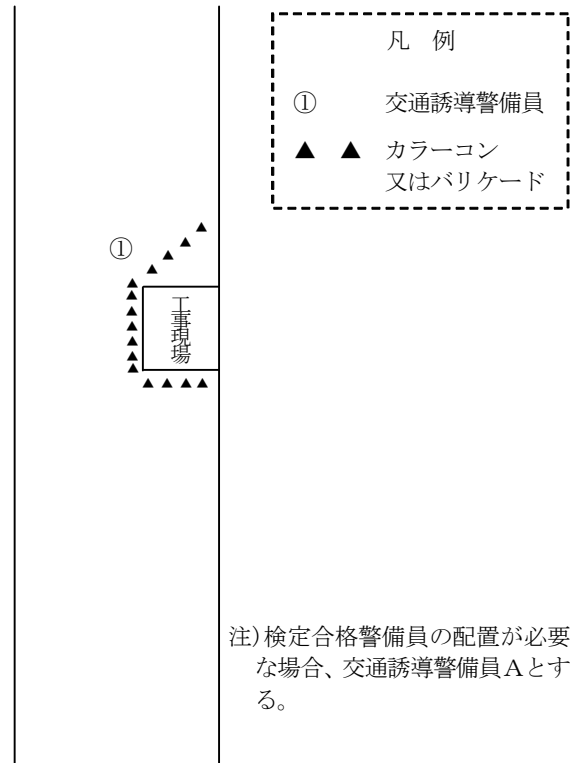
7 概数等発注における取扱い

交通誘導警備員数については概数として取り扱うことができる。数量の確定については、受注者より提出された工程管理（ネットワーク等）や配置計画等を工事監督員が確認し、工事着手前に協議を行い交通誘導警備員数を確定すること。

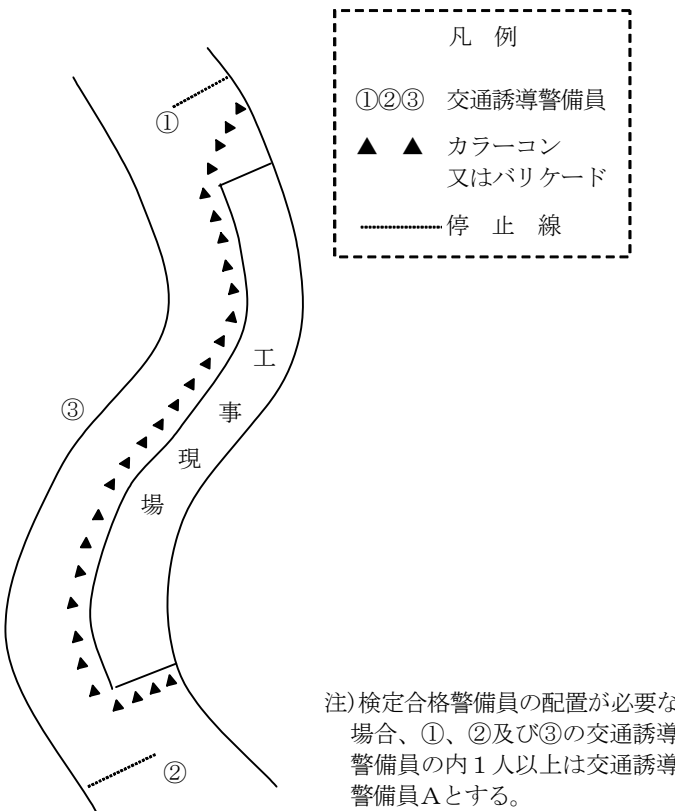
〔配置事例～1〕：単路部



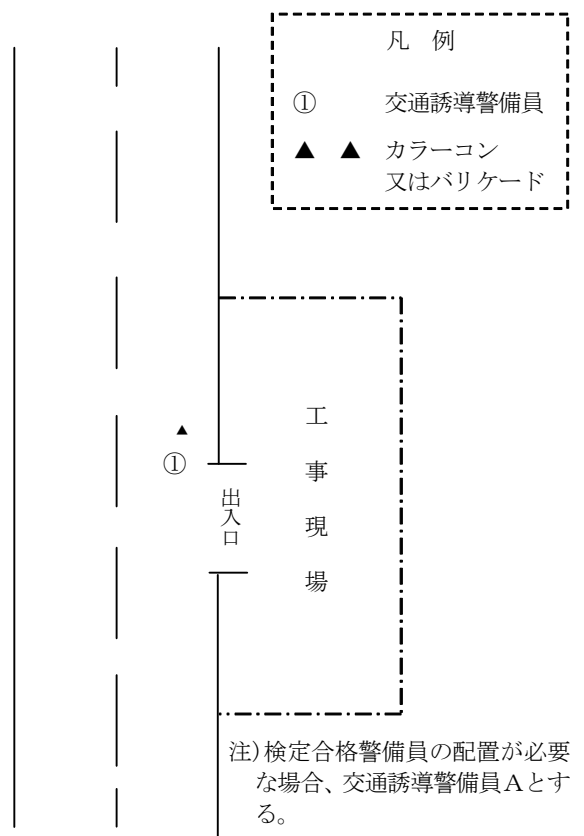
〔配置事例～2〕：単路部(短区間の場合)



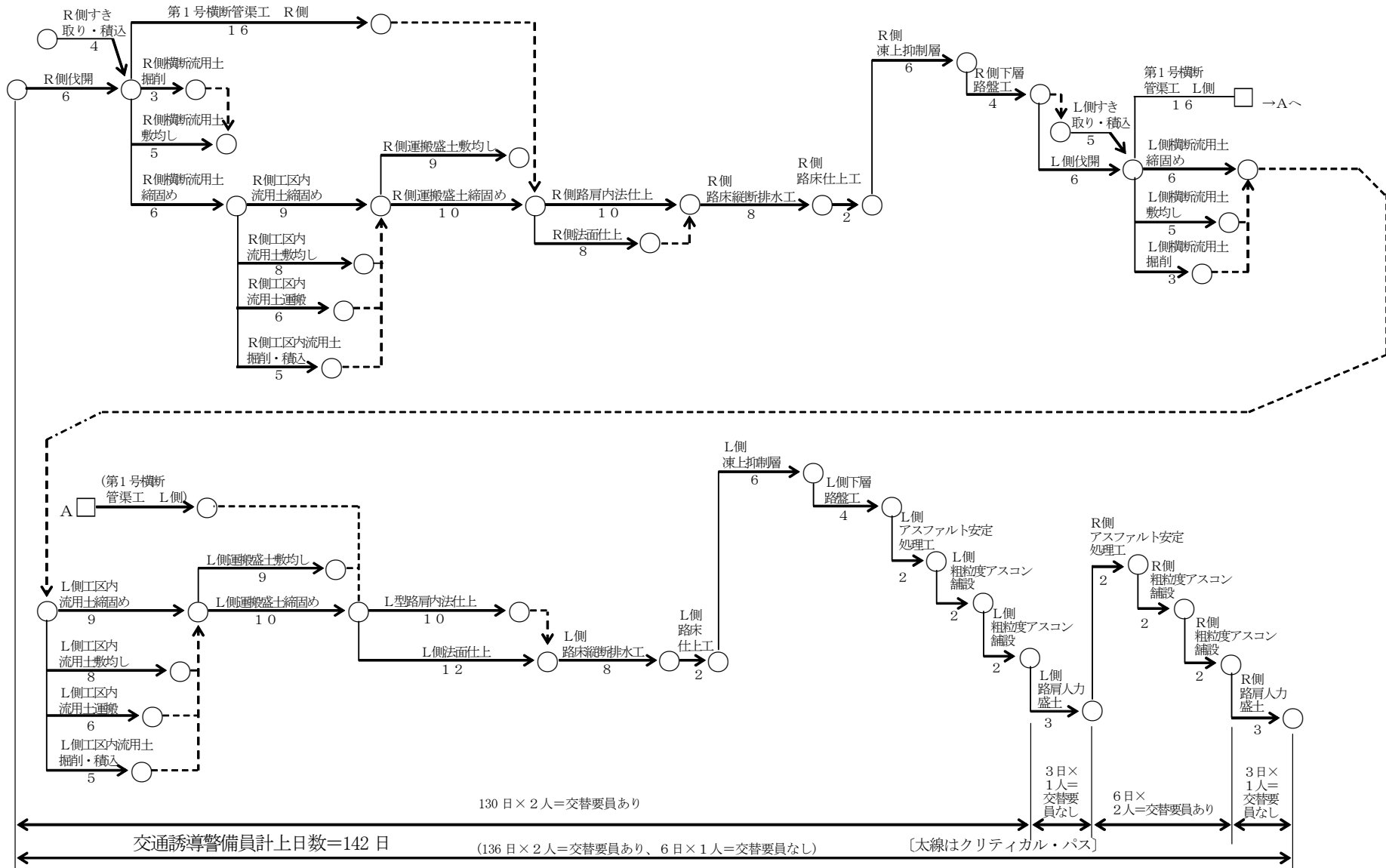
〔配置事例～3〕：単路部(見通しが悪い場合)



〔配置事例～4〕：工事現場からの出入口



ネットワーク式工程表の作成例



交通誘導警備員に係る施工条件明示の例

〈事例-1〉

本農道工事については、片側交互通行による交通を確保しながら施工するものとし、別添図面のとおり交通誘導警備員を配置すること。

なお、現場条件の変更等に伴い別添図面により難しい場合は、別途協議する。

交通誘導警備員の配置場所、人員の構成等については、あらかじめ施工計画を立案の上、工事着手前に工事監督員と協議すること。

〈事例-2〉

本農道工事については、片側交互通行による交通を確保しながら施工するものとし、別添図面のとおり交通警備誘導員を配置すること。

なお、現場条件の変更等に伴い別添図面により難しい場合は、別途協議する。

交通誘導警備員の配置場所、人員の構成等については、あらかじめ施工計画を立案の上、工事着手前に工事監督員と協議すること。

工事の施工に当たっては、1日の工程の範囲で作業量を終え、毎日の作業終了時には一般の交通に使用される路面から全ての設備その他の障害物を撤去し、交通規制を解除することを原則とする。

やむを得ず終日通行規制を行う場合は、必要な交通安全対策等を立案し、あらかじめ工事監督員の承諾を得るものとする。

〈事例-3〉

工事の施工に当たっては、別添図面のとおり交通誘導警備員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないように十分注意して施工するものとする。

なお、現場条件の変更等に伴い別添図面により難しい場合は、別途協議する。

交通誘導警備員の配置場所、人員の構成等については、あらかじめ施工計画を立案の上、工事着手前に工事監督員と協議すること。

〈事例-4〉

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置するほか、道路管理者や所轄警察署等の第三者との協議に基づき適切に実施するものとする。

なお、交通誘導警備員については、別添図に示す○箇所配置することとしているが、道路管理者や所轄警察署との協議の結果又は条件変更等に伴い変更する必要がある場合は、別途協議する。

〈事例-5〉

本工事施工のために使用する○○道路○○地点付近の学童用通学路横断箇所には、朝の通学時間帯○時間は交通誘導警備員を○人配置するものとする。